

青森県報

第四千四百二十六号

平成三十年
三月十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 二

公 告

- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表…………… (水産振興課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し…………… (中南地域 県民局) …… 五
- 選挙管理委員会…………… (事務局) …… 五
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 六
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表…………… (同) …… 六
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数…………… (同) …… 六

監査委員

○ 監査結果に対する措置の公表…………… (事務局) …… 七

告 示

青森県告示第二百四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名称	主たる事務所の所在地	名 称	
社会福祉法人サポーター虹センター	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一七の一	三戸郡地域生活支援センター	平成三〇・四・一
	放課後等デイサービス	三戸郡五戸町字市川道十文字一〇一六	

青森県告示第二百五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域 区 分

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三六 須藤 広志 西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山三七 勢州谷 武夫	新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたら刺網漁業
西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一、二 沖見 一男 西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺三八 神馬 達雄	新深浦町第四区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平一の二五二 吉田 秩夫 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五六の四 中野 一雄	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

青森県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浪岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

浪岡都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成二十年十月二十二日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年二月二十九日青森県告示第四百四十号）の事業地に変更なし。

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十年一月十七日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成27年において、生産量が2.2万トンで全国第5位、生産額が5.52億円で全国第7位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千9百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
- このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。
- 一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。
- 今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめ資源が増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- 1 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	若干
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

- (注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。
- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
 - (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	若干
まあじ	平成30年1月～12月	若干
まいわし	平成30年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	(注1)
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	若干

- (注1) まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- (注2) すけとうだら、まあじ、まいわし及びするめいかについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。
- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
 - (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に關し実施すべき施策に関する事項

【すけとらち】
 小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まめじ】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいかい】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項
 平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい(1種漁業)	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成30年5月1日から平成30年6月30日まで	194

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい(業)	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成30年5月1日から平成30年6月30日まで	194

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】
 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
 また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社長尾工務店
- 二 代表者の氏名 長尾桂子
- 三 主たる営業所の所在地 平川市町居南田一六四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一三四三六号
- 五 取消年月日 平成三十年二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年二月十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届月 日出
自由民主党青森県第一選挙区支部	江渡 聡徳	中野渡勇治	むつ市大湊浜町の二四	衆議院議員	○	平成 三〇・二・二三

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届月 日出
石山たかし後援会	杉間 修一	石山 豊	弘前市大字小沢字広野一〇の一	平成 三〇・二・二六
桜田ひろし後援会	白取 浩史	鈴木 俊一	弘前市大字若葉二丁目一の五二	三〇・二・二七
紀星会	櫻田 宏	鈴木 俊一	弘前市大字若葉二丁目一の五二	三〇・二・二七

備考 従来、自由民主党青森県第一選挙区支部は総務大臣に届出がされていたが、青森県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
自由民主党青森県 衆議院比例区第一 支部 (津島 淳)	政治団体の 名称	自由民主党青森 県衆議院比例区 第一支部	自由民主党青森 県第一選挙区支 部	平成 三〇・二・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
笹倉健後援会 (笹倉 剛)	代 表 者	笹倉 剛	沼山 福之助	平成 三〇・二・六
山本弥一後援会 (山本 高久)	代 表 者	山本 高久	北村 和哉	二九・八・一
高橋修一後援会 (岡村 恒一)	代 表 者	岡村 恒一	福士 義昭	三〇・一・三
畑山聡後援会 (菊池 晃)	代 表 者	菊池 晃	秋本 博	三〇・二・六
フォーメーション (上野 大地)	代 表 者	上野 大地	小田 直樹	三〇・二・六
姥名敏治後援会 (乙供 吾一)	主たる事務 所の所在地	上北郡東北町大 字上野字上野一 一六の五	上北郡東北町上 北三丁目三三 の二二六	三〇・二・三
八嶋隆後援会 (小柴 茂)	会 計 責 任 者	竹原 敬裕	大向 庸敬	三〇・二・三〇

備考 従来、自由民主党青森県衆議院比例区第一支部は青森県選挙管理委員会に届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
阿部利行後援会	駒嶺 剛一	平成二九・三・三
福士のぶゆき後援会	工藤 美和子	三〇・一・三
幸福実現党青森第四選挙区支部	三国 佑貴	二九・三・三

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
櫻田 宏	弘前市長	紀星会	弘前市大字若葉二丁目一の五二	平成 三〇・二・一

青森県選挙管理委員会告示第十三号

平成三十年三月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二二、四六三 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二四〇、三八九 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 六、九三七 人
 - 西津軽郡選挙区 五、六三四 人
 - 南津軽郡選挙区 六、六一五 人
 - 北津軽郡選挙区 七、八六六 人
 - 上北郡選挙区 二八、〇九二 人
 - 三戸郡選挙区 二〇、〇四四 人
 - 青森市選挙区 八一、九八六 人
 - 弘前市選挙区 五〇、二七三 人
 - 八戸市選挙区 六五、六一七 人
 - 黒石市選挙区 九、七九四 人
 - 五所川原市選挙区 一九、五一五 人
 - 十和田市選挙区 一七、七二四 人
 - 三沢市選挙区 一一、〇二八 人
 - むつ市選挙区 二一、五四五 人
 - つがる市選挙区 九、六六二 人
 - 平川市選挙区 一二、〇四三 人

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成30年2月16日付け青森県報号外第7号で公表した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表する。

平成30年3月19日

青森県監査委員 須 藤 光 昭
同 川 嶋 由 紀 子
同 藤 川 友 信
同 工 藤 義 春

監査箇所名	監査結果	措置の内容
公立大学法人青森県立保健大学	共通自動車乗車券の使用が適正でないものがある。	共通自動車乗車券取扱基礎を明文化し、職員に周知徹底を図ることとしたほか、必要な事務手続を行い是正した。
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	郵便切手の用途が不明となつているものがあつた。	郵便物の発送には切手を用いる原則を原則として、発送依頼時に様式を改訂し、手続依頼者が自署署長に提出することとしたこと、及び発送時には複数職員により、発送事務の適正化を図つていく。
	設備貸与事業及び未回収金の解消に努めること。	平成26年度の委員監査において機械類の貸与事業の未回収金について指摘の強化と貸与事業の受入、企業訪問の解消に取り組んできた。未回収金はその結果、平成28年度の未回収金は145,587千円と、前回の監

